

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の公表

公表日：2025年6月13日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者の男女の賃金の差異	61.8%
正規雇用の男女の賃金の差異	73.0%
非正規雇用の男女の賃金の差異	80.9%

補足事項

対象期間：令和6事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与、その他各種手当、交通費を含み退職手当を除く。

役員：役員は除く

正社員：出向者については学外への出向者及び企業等からの出向者を除く。

パート・有期社員：パートタイマー、嘱託を含みTA（ティーチングアシスタント）、RA（リサーチアシスタント）、非常勤講師、派遣社員を除く。

人員数は各月に給与の支給のあった人員の合計の12か月平均で算出。附属病院、附属学校、附帯施設等の人員を含む。

(差異についての説明)

- ・本学の給与制度は、性別による差異はなく同一の基準ですが、上位職及び諸手当の受給者の割合が女性より男性に多いことが、差異の主たる要因です。

職種別による割合は、以下のとおり。

(参考)

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
教育職員	
教授	99.1%
准教授	93.9%
講師	87.4%
助教	86.8%
教務職員	100.8%
事務・技術職員	
部長	98.6%
課長	98.6%
副課長	101.8%
係長	102.4%
主任	92.1%
チーム員	86.7%
医療職員	
医療技術職員	83.6%
看護職員	86.1%

※対象：常勤職員（月額制・年俸制）